

# 平成27年生駒市教育委員会第1回定例会会議録

1 日 時 平成27年1月26日(月) 午前9時30分～午前10時24分

2 場 所 生駒市コミュニティセンター 401会議室

## 3 審査事項

- (1) 議案第1号 生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 議案第2号 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について
- (3) 議案第3号 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について
- (4) 議案第4号 生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

## 4 出席委員

委員長	山本吉延	委員(委員長職務代理者)	村田浩子
委員	平本重次	委員	飯島敏文
教育長	早川英雄		

## 5 事務局職員出席者

教育総務部長	峯島 妙	生涯学習部長	影林 洋一
教育総務課長	真銅 宏	教育指導課長	吉村 茂
学校給食センター所長	平田 治樹	生涯学習課長	西野 敦
図書館長	向田 真理子	スポーツ振興課長	中田 和也
教育総務課課長補佐	藤本 清夫	教育指導課課長補佐	奥田 真代
生涯学習課課長補佐	錦 好見	スポーツ振興課課長補佐	黒松 裕喜伸
教育総務課(書記)	松井 恵		

6 傍聴者 なし

午前9時30分 開会

○開会宣告

○日程第1 前回会議録の承認

○日程第2 会期及び会議時間の決定

○日程第3 諸般報告

- ・2月の行事予定について、各部庶務担当課長から報告  
(質疑) なし

○日程第4 議案第1号 生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- ・生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、図書館、向田館長から説明  
(質疑) なし

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第5 議案第2号 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

○日程第6 議案第3号 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

○日程第7 議案第4号 生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- ・生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について、生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について、及び、生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、スポーツ振興課、中田課長から説明

(質疑) なし

審議結果 【原案のとおり可決】

○その他

- ・小中一貫校準備会議の報告について、教育総務課、真銅課長から説明  
(質疑)

山本委員長：準備会議の開催周期は。

吉村課長：小中一貫教育懇話会のように毎月1回の開催ではなく、準備会議は必要に応じて開催する。次回は、実施設計の提案まで時間がかかるので6月以降に開催する予定である。

平本委員：突然発表された小中一貫校設立の話からあまり時間を要していないにもかかわらず、丁寧に進めていただいている。設計図面の調整や教育内容の検討も大変であると思うが、よろしくお願ひしたい。

早川教育長：先日、文部科学省から学校の適正規模についての手引書が示された。その中で、小規模校の統廃合についても触れられ、小規模校として残るなら、特色ある取組をすることが求められている。現在、奈良県内でも小規模校の統廃合が進んでおり、生駒市では生駒北小学校、生駒北中学校が、手引書にある小規模校になりつつあるが、生駒北小・中学校は生駒市の中でも古くからの歴史ある学校であり、地域の中で大切にされてきたため、生駒北小中一貫校として生駒北小学校、生駒北中学校を残せたことは良かった。それだけに、地域の期待に応える中身にしていかないといけない。地域や学校とともに良い学校を作りたいと考えている。

・HOS生駒北スポーツセンターのオープンについて、スポーツ振興課、中田課長から説明

(質疑) なし

・教員の不祥事及び公共施設の利用に係る問題について

平本委員：昨年、県内中学校の教諭の不祥事があった。その中学校の学校長とは教員時代に生徒指導担当として交流があり、この件について話をしたところ、問題になった教員は熱心な良い先生だったという。しかし、そのような先生だからこそ、子どもや保護者に与えた影響は大きい。信頼回復のための丁寧な対応が必要である。

これはこの学校だけの問題でない。先生方には教職員としての自覚を持って教育活動をしていただけるよう、教育委員会や学校長から話をしないといけない。

また、中央公民館において、今までになかった張り紙を見た。施設の運営を業者に委託するようになり、営利目的で施設を借りられるようになった中で、「公民館を使用して行われたイベントにおいて高額の契約にサインをさせられるなどの事案があっても公民館としては関与しない」という内容の張り紙であった。一度、実際にそのような問題が起きているかを消費生活センターに確認したいと思っているが、市民の税金で運営している公民館で、市民が困っているということになると問題である。施設を貸す際、特に営利が関係する場合に、内容等をどのように確認しているのか。

西野課長：以前、コミュニティセンターにおいて、営利目的の利用者が開く催しに参加した方が商品を買わされたという苦情があった。市としては、物品の購入は自己責任と認識しているが、施設利用申請時の対応として、法

人が初めて利用申請をする際には法人の概要書を提出することとしている。例えば、過去に販売の影響で裁判沙汰などになっていた場合、利用を断ったケースもある。それに加えて、施設では、張り紙などによる注意喚起を並行して行っている。今回の平本委員からのご指摘を受け、各施設の指定管理者へも再度指導する。

飯島委員：張り紙の趣旨としては、公民館はあくまでスペースを貸すだけであり、営業の内容に関与するものではないということか。

西野課長：おっしゃるとおり、「営業活動について」を判定するのではなく、利用申請に関して、法人の概要を事前に確認するという対応をとっている

飯島委員：過去に問題を起こしていないという団体であれば、他には特に制約なしに許可されるのか。

西野課長：申請時点で問題がなければ許可している。利用申請は利用日の原則1週間前までに行うが、申請時点から利用日までに状況が変われば再度検討する。

飯島委員：公民館を使って行う活動について、利用者に問題を生じさせないような努力義務は規定されているか。

西野課長：制約等はないが、消費生活センターに相談しながらご意見をいただき、指導を進めている。

山本委員長：施設の利用申請を審査するのはだれか。

西野課長：指定管理者が審査する。特異なケースは、指定管理者から生涯学習課に相談を受け、団体の調査をするが、使用の許可自体は指定管理者が決定する。

山本委員長：公共的な施設で催し物があると市民は安心感を抱くため、責任のある対応が求められる。市民の期待に添えるような運営をお願いします。  
教諭の不祥事問題について、学校長等への注意喚起は行っているか。

早川教育長：校長会において、教職員としての立場と責任を自覚し、市民の学校教育に対する期待に応えられるよう、法令や社会規範の遵守とともに、服務規律の確保について指導を徹底するよう指示した。また、このような問題を起こさないためにも、職場環境や職員の健康に留意しながら、心身が疲弊している状態やストレスがたまった状態をつくらないようにとの指導も併せて行った。

山本委員長：職場環境は人間の行動に大きな影響を与える。引き続き対応をお願いします。

## ○閉会宣告

午前10時24分 閉会